

第21回新型コロナウイルス対策本部会議（書面開催）

令和4年2月10日

【決定確認事項】

- ・埼玉県が実施している「まん延防止重点措置（新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項）」が期間延長される見込みであることから、引き続き、各所属所においても、より一層の感染防止対策に努めること。
- ・町内各施設で行う町主催の各種会議、事業においても、感染防止対策の徹底を十分図ること。